

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第3項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗ずる割合を、零（改正前 10,000分の2.8）に改めることとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (抛出率)</p>	<p>第1条 省略 (抛出率)</p>
<p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の2.8</u>とする。</p>	<p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>零</u>とする。</p>
<p>第3条以下 省略</p>	<p>第3条以下 省略</p>

